

インドネシア知的財産権総局に赴任して

独立行政法人国際協力機構（JICA）

インドネシア知的財産権保護強化プロジェクト チーフアドバイザー 長橋 良浩

抄録

筆者は、「知的財産権保護強化プロジェクト」のJICA専門家としてインドネシアの知財権庁へ派遣中。当プロジェクト内容の紹介、カウンターパートである現地政府機関との業務内外の関係について、当地の知財権の状況も交えながら簡単に紹介します。

また、日本とインドネシア間のEPA未履行の声がある中、当地政府機関の努力にも拘わらず法改正に至らない理由として、法律の立案から国会での審議に至るまでの過程も含めて紹介します。

1. はじめに

JPOとインドネシア法務人権省知的財産権総局（DGIPR）との間の協力は長く、1995年以來、JICAの専門家派遣スキームを利用し、JPOから長期専門家としてDGIPRの庁舎内にオフィスを構え各種協力を行っています。

2011年4月から「知的財産権保護強化プロジェクト」として、①知財エンフォースメントの機能強化、②DGIPRの審査能力強化、③大学における知財活用、の3本柱で構成される些かスコープの広いプロジェクトが開始されました。小職も2012年6月に当地に赴任して以来、同プロジェクトのアドバイザーとしての業務に携わっています。

なお、プロジェクト・リーダーは、現在、DGIPRの協力促進局長であり、カウンターパートとして、DGIPRからは、総局長、全局長、関係課長、国際協力課の二国間担当職員が、最高裁、国家警察、税関総局の職員も含め全18名が指名されています。

当プロジェクトの事業の主立ったものとして、JICAの

短期専門家派遣のスキームを用いて、当地執行官に対し我が国の知財高裁判事を招いた商標の侵害事例に関する講演やセミナー、DGIPRの審査官に対しJPOの審査官を招いたトレーニングセミナー、大学の知財担当者や産業界向けに我が国の大学教授を招いた産学連携事例の紹介や啓発事業等があり、これらを現地でカウンターパートと協力しながら企画・実施しています。

また、我が国で開催されるWIPOセミナー等に現地執行機関、知財の実務者、審査官等を送り出す際のブリーフィング等の支援をしています。

当プロジェクトの骨組みとなる事業については、上述のものが代表例ですが、その肉付けとなる部分や、プロジェクト外でも知財関連の事業についてもカウンターパート側の要請やJPOやDGIPR以外の他省庁、企業・団体の知財等担当者等からの照会や相談等もあります。

以下、本寄稿の機に、当地での知財を巡る状況や当地での活動、またインドネシアでの現況等も含め、所感を交えて若干の御紹介をしたいと思います。



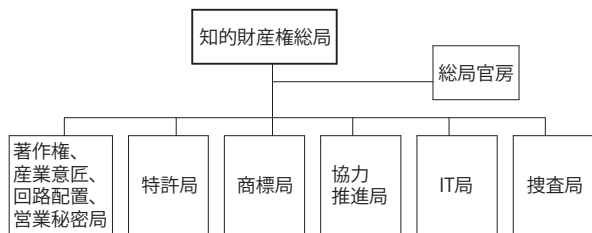
プロジェクトの中間レビューの様子(2013年3月、DGIPR(タンゲラン))

2. DGIPRの組織、知的財産権に係る制度

インドネシアにおける知的財産権保護の法体

主な知的財産権の種類		保護対象	法律
●工業 所有権	特許・ 簡易特許	発明（簡易特許は実 用新案に相当）	特許法
	意匠	工業製品等のデザ イン	産業意匠法
	商標	商品・サービスに使用 する標章	商標法
●著作権		文学、学術、美術 又は音楽における 思想的、感情的創作 及びコンピュータ・プログラム、 データベース	著作権法
●トレードシークレット (営業秘密)		営業活動に有利な 秘密の情報（ノウハウ、 顧客名簿等）	営業秘密法
●半導体集積回路		半導体集積回路の 配置	集積回路 配置設計法

まず、DGIPRの組織は、法務人権省の1総局を構成しております。その法域上の所掌はJPOに比べ広く、特許、簡易特許（実用新案）、産業意匠、商標のほか、著作権、営業秘密、半導体回路配置等も含まれます。また、2011年2月から捜査局が新設され、同年4月から文民捜査官による知財侵害品のレイド（摘発）が開始されています。小職も、我が国企業の製品の模倣品の店舗レイドや映画DVDの海賊版の倉庫・店舗レイドに参加する機会を得ました。



知的財産権総局組織図

我が国との知財制度の違いという観点から、いくつかの特徴を御紹介させていただきます。特許の権利期間は出願日から20年ですが、特許料支払の起算日は出願日に遡ります。同様に、簡易特許は10年で、実体審査があります。産業意匠は10年で無審査です。現行法では、異議申立てがあった場合のみ実体審査を行うと規定されていますが、これまで不登録事由のある意匠登録も多かったという反省から、現在では、担当局長が全件審査を審査官に求めています。商標は10年ごとに延長が可ですが、地理的表示について

は積極的保護を行っています。

これらが、我が国の制度との比較的大きな差違と考えますが、権利者から見ると、異議申立期間後は商事裁判所（地裁の特別民事部）に提訴しなければならない等の不満もあり、DGIPRを含む現地政府側には機会を捕まえて意向を伝えたりもしています。

チャイナ・プラスワンの流れか、最近、インドネシアを訪問する我が国の個別企業や企業団体の知財担当の方が当プロジェクト室に来訪する機会も増えてきたように思います。当地の調査会社や法律事務所から相談を受けることもあり、当プロジェクトがこれらを束ねるチャンネルとして広く認識されればと思うところです。



フォーカス・グループ・ディスカッションに参加する筆者（2013年9月、バリ）



同会合の会場移動中にラムリ総局長と会話

当地でのDGIPR主催のイベントに招待されることもあります。国家IPRタスクフォース（知財関連の16省庁の局長級が3ヶ月ごとに一同に会し情報共有を行う場）の前日に行われたフォーカス・グループ・ディスカッションにオブザーバ参加した際は、模倣品・海賊版対策をどうすべきかという観点から、我が国でいう知財権保護との共通性を痛感しましたが、IPコンサルタント（知財代理人）の就任式、知財地域指定イベント、IPデー式典における当地政府幹部等のスピーチの中では、知財＝伝統的知識・文化といった意味合いが強く打ち出され、現地の人たちの知財に対する意識に温度差を感じたのも事実です。

ただし、最近感じるのは、グローバルな知財制度の統一は重要である反面、その国の発展段階に応じた知財権保護のあり方も無視できないのではないかということです。知財権を護ることで外国投資を円滑に進めるといふ国家成長のための知財権尊重を掲げつつも、民族文化に根差した音楽、踊り、パティック（注：伝統的なろうけつ染め。日本ではジャワ更紗ともいわれる）柄等の保護を民衆にアピールすることにより、知財権保護を国民に対しより身近に感じさせる努力を政府が行っているように見えます。

3. 我が国他ドナーや他国からの支援や要請との関係

プロジェクト業務の一環で大学を訪問することがあります。例えば、ボゴール農科大を訪問した際には、我が国の多くの大学関係者がJICA専門家として当地での教育支援活動を行い、また多くの大学教授が我が国の大学に留学、招聘研修等に参加し、現在学内でも高い地位を占めていることが解りました。大学院設立時、キャンパス内の研究施設や学舎の建設等を含め、我が国からの多大な支援があったようです。

このような経緯もあり、当プロジェクトとして大学発研究成果の活用を切り出した際も、非常に好意的に先方が対応してくれました。

一方、JICAの知財に関するプロジェクトとしては、以前、法務省が中心に行ってきた法整備支援の分野がありました。現在は休止中で過去の支援の詳細については不勉強ながら熟知していないものの、将来のプロジェクト計画では、当国政府から、裁判官に対する知財研修支援といった話についても要望が挙がっているようです。この件については、当プロジェクトとの重複感をできるだけ廃し、自然な形で相互補完的に協働できればと考えているところです。

我が国以外の知財に係るドナーとしては、まずWIPOが挙げられます。システム分野における協力ではIPASの導入支援、知財教育支援ではWIPOアカデミーによる大学への講師派遣があります。通常WIPOアカデミーの支援大学は1国1大学が基本のようですが、インドネシアでは、インドネシア大学（UI、在ジャカルタ）とパジャジャラン大学（UNPAD、在バンドン）の2大学が指定されています。

また、スイス特許庁は、ジャカルタに事務所を持つスイス・コンタクトⁱ⁾を通じてDGIPRと協議を行っており、必要に応じ本国から職員が出張し、審査官の研修受入等の調整を行っています。自国特許庁で対応が困難な場合は、欧州の近隣諸国に審査官受入を行う窓口にもなっているようです。

オーストラリア特許庁は、アセアンとオーストラリア・ニュージーランド間のFTAの「経済協力ワークプログラム知財プロジェクト」の一環としてDGIPRの審査官を一定期間招聘し、OJT研修を行った上で、自国に戻った後も審査実務上の相談をリアルタイムで受けるという支援を行っているようです。

さらに、現地の米国大使館には、INVESTIGATORが常駐しており、ハリウッド映画の海賊版DVDやビジネスソフトの海賊版に目を光らせているようです。

このように、各国の機関も当地での活動を行っていることから、時には協働することにより、今後のプロジェクトを効果的に進めて行けるのではないかと考えています。

また、時宜に情報を入手することが困難ではあるものの、韓国とインドネシアとの間で近々にCEPA（包括的経済連携協定）締結のための協議が進められていること（2013年10月末現在、年内妥結目標）やGIに関してDGIPRの関係者が中国でのセミナーに参加といった情報も無視できないと考えています。

4. 法改正に係る最近の動き

まず、改正法案が成立するまでの過程は、以下のとおりです。

- ①法案提出官庁による改正案の起草（知的財産関連法はDGIPR。ただし、種苗法は農業省管轄なので別）
- ②パブリックコメントの募集
- ③政府関係省庁間での協議
- ④各省大臣の承認（知的財産関連法は法務人權大臣の承認）
- ⑤国家官房（SETNEG）の審査
- ⑥国会での審議及び採択

国家開発庁による国家立法5ヶ年計画（現在は2010～2014年）を元に進められている立法作業が247件あり、例えば2011年には70件程度が1年以内の立法を目指すべく組み入れられていました。知的財産権関連法案については、特許法、意匠法及び商標法の各改正法案を束ねた産業財産権法案と著作権法改正法案の2法案が含まれていましたが、採決には至りませんでした。国家優先立法計画に盛り込まれ国会審議されても、審議未了の場合は、提出官庁に差し戻されてしまい、継続審議にはなりません。

2013年は、改正著作権法案が国会審議中です（2013年10月末現在）。当地報道によると、本年採決予定の法案のうち、同年8月末時点で審議を終了したものは13法案に留まっているとのこと。同年9月末、著作権法に関しDGIPRの担当課長に照会したところ、「審議は行きつ戻り

i) スイス資本の国際開発基金。各国に事務所を構え当該国の政府を支援。必要に応じ本国から人を派遣し、現地政府との協議をしている。

つしている」との回答でした。

2014年は大統領選挙も予定されており、各省庁ともに法案成立にあまり期待していないように見受けられます。DGIPRとしては、我が国とEPA（経済連携協定）での合意事項の履行のため、また、意匠のハーグ協定や商標のマドリッド・プロトコル協定締結に向けた国内法整備が2015年に迫っていることから、同年には必要な法案の成立を目指しているところです。

これまで、産業財産権法の法案は度重なる差し戻しの浮き目に遭っているところですが、毎年、内容的には充実したものになっていくことが期待されています。小職も日本の制度の良い面を先方に紹介することもあります。短期専門家や個別の出張の折、当地政府へのアドバイスは大変効果的であると考えています。

5. 最後に

インドネシアは、2億4千万人の人口規模かつ世界最大のイスラム教信者が多い国です。宗教上の理由によりお酒を飲みながらの懇談は困難です。また、DGIPRの所在地が長きにわたりジャカルタ市の郊外であるタンゲラン市（国際空港の近く）にあったため、職員の半数以上が同市に居住ということにより、夜の意見交換をジャカルタで行うことは憚られます。ただし、総局長の号令によりジャカルタ



世界IPデーに因んだイベントの昼食会場にて（2013年4月（ジャカルタ））



知財地域指定イベントでDGIPR幹部らとともに出席（2013年10月（バンドン））

市内で懇談会を行う場合、ほぼ全局長と担当課長が同席します。地方都市でイベントを開催する際も同様です。こういった機会は普段聞けないことをDGIPR幹部に気軽に確認できる好機でもあります。

インドネシア人である程度年配の人は、第二次世界大戦後、オランダの植民地から脱却し発展できたのは日本のお陰という意識を持っていますし、若い人はアニメやJ-POPに見られる日本の文化に馴染んでいます。また、日本食レストランもそれなりに増えている状況です。

日本最員のインドネシア人が多い当地でかつJPOとDGIPRとの長年の協力関係の下、カウンターパートとの関係は良好と言えます。

当地では、交通渋滞は年々酷くなり、国内需要増によるエネルギー不足に伴いガソリン、電力の値上げの一途を辿り、その影響で消費財の値上げ等々の事情はありますが、それらを差し引いても、当地での業務面、生活面での充実度は高いものと感じられます。

こういった状況下で、当地で得難い経験をさせて頂いていることに感謝しつつ、より多くの関係者の方々が、インドネシアの知財の動向に目を向けることを願って止みません。

《付録》

2013年11月、DGIPRのクニンガン（ジャカルタ市内。法務人権省のメインオフィスと同じ敷地内）への移転が開始され、総局官房の一部部局、協力促進局、捜査局の移転完了を受けて、同月18日に大臣主催のイベントが開催されました。当プロジェクトオフィスも同日からクニンガンでの業務を開始しました。審査部局については、特許、意匠、商標とともに明年中の移転予定です。（2013年12月現在）



クニンガンオフィスの正面玄関表示

profile

長橋 良浩（ながはし よしひろ）

昭和61年4月 特許庁入庁
以後、制度改正、特許情報、情報システム、弁理士制度、模倣品対策等の分野を担当
平成8年4月～11年4月 在ギリシャ国日本国大使館
平成13年7月～16年3月 東北特許室
平成24年6月～ 現職